（前のページより続き）

○内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（同一一六）　五六五

○沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件（同一一七）　五六六

○租税特別措置法施行令第四十条の四の四第六項及び第七項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第二項第四号及び第七号の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用、医療機関及び施設の一部を改正する件（同一一八）　五六六

○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（同一一九）　五六七

○地方税法施行規則第九条の三の二第一項に規定する法人を指定する件（**総務**一三八）　五六七

○地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件の一部を改正する件（同一三九）　五六七

○平成七年自治省告示第七十七号の一部を改正する件（同一四〇）　五六七

○地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件の一部を改正する件（同一四一）　五六七

○地方税法第三百四十九条の三第三十四項に規定する世界遺産一覧表に記載された家屋及び償却資産を指定する件（同一四二）　五六七

○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき平成二十八年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件（同一四三）　五六七

○少年院種類表の一部を改正する件（**法務**一七二）　五六七

○所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（**財務**九〇）　五六七

○所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（同九一）　五六八

○法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（同九二）　五六八

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（同九三）　五六八

○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（同九四）　五六八

○所得税及び収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（同九五）　五六九

○登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件（同九六）　五六九

○登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件（同九七）　五六九

○消費税法施行令第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件の一部を改正する件（同九八）　五六九

○消費税法別表第一第六号の規定に基づき、消費税法別表第一第六項に規定する財務大臣の定める資産の譲渡等及び金額を定める件の一部を改正する件（同九九）　五六九

○消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第三条第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件（同一〇〇）　五七〇

○印紙税法施行令第二十二条第十二号の規定に基づき、コール資金の貸付又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件の一部を改正する件（同一〇一）　五七〇

○印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（同一〇二）　五七〇

○租税特別措置法第十条の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件の一部を改正する件（同一〇三）　五七〇

○租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件（同一〇四）　五七一

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件の一部を改正する件（同一〇五）　五七一

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（同一〇六）　五七一

○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（同一〇七）　五七八

○輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十八年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（同一〇八）　五七九

○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十八年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（同一〇九）　五七九